

## アンチ・ドーピング アウトリーチ資材 貸出規約

令和7年11月20日制定

### 第1条（目的）

本規約は、東京都薬剤師会（以下「当会」）が保有するアンチ・ドーピング関連の啓発・教育資材（以下「資材」）を、地区薬剤師会（以下「申請団体」）に貸し出す際の条件および手続きについて定めるものとする。

### 第2条（貸出対象）

本資材は、アンチ・ドーピングの啓発を目的とした地区薬剤師会での活動（地域活動、講演会、学校教育、イベント等）に使用する場合に限り、貸し出す。

### 第3条（貸出申請）

貸出を希望する申請団体は、所定の申請書をイベント実施予定日の2週間前までに当会に提出するものとする。

申請書には以下の事項を記載する。

- (1) イベント名・開催日時・開催場所
- (2) 主催団体・共催団体
- (3) 想定参加者数・対象者（例：学生・地域住民等）
- (4) 担当責任者の氏名および連絡先
- (5) 受取り方法・返却方法

### 第4条（貸出期間）

資材の貸出期間は、原則として到着日より最大7日（土日祝を含む）とする。延長を希望する場合は、別途協議のうえ決定する。

### 第5条（使用・管理）

資材は丁寧に取り扱い、破損・紛失がないよう管理すること。

使用中に破損や紛失が発生した場合は、速やかに当会に報告し、原則として実費弁償とする。

資材の内容やデザイン等を無断で改変・コピー・転用することを禁止する。

営利目的での使用、政治・宗教活動等への利用は禁止する。

#### 第6条（返却）

資材は貸出期間終了後、速やかに当会指定の方法で返却すること。

返却時は、同封のチェックリストに従って資材を点検し、不備がないことを確認する。

#### 第7条（貸出・返却に係る費用）

資材は無料で貸し出す。なお、資材の発送は当会から着払いにて行い、返却は申請団体（地区薬剤師会）が元払いにて当会宛に行うものとする。ただし、申請団体が直接当会にて受取り・直接返却もできるものとする。

#### 第8条（免責事項）

当会は、資材使用に関して発生した事故・トラブル等に関して、一切の責任を負わないものとする。

#### 第9条（その他）

本規約に定めのない事項は、当会と申請団体の協議により決定する。

当会は、必要に応じて本規約を改訂することができる。